

確認検査業務規程

名称 アール・イー・ジャパン株式会社

平成 17 年 7 月 1 日	制定
平成 17 年 8 月 1 日	改訂
平成 18 年 4 月 17 日	改訂
平成 18 年 7 月 18 日	改訂
平成 19 年 5 月 24 日	改訂
平成 19 年 6 月 26 日	改訂
平成 19 年 6 月 30 日	改訂
平成 21 年 1 月 15 日	改訂
平成 22 年 6 月 1 日	改訂
平成 23 年 7 月 1 日	改訂
平成 23 年 10 月 1 日	最終改正

第1章 総 則

第1条(適用範囲)

第2条(用語の定義)

第2章 確認検査の業務の公正かつ、適格な実施を確保するための方針及び体制

第1節 方針・運営及び権限と責任

第3条 (確認検査の業務の実施の基本方針)

第4条 (確認検査業務管理体制の運営、責任と権限)

第5条 (確認検査業務管理体制の見直し)

第6条 (確認検査業務の組織体制)

第2節 確認検査業務の手順

第7条 (確認検査業務の手順)

第3節 文書管理及び記録管理

第8条 (文書管理及び記録管理)

第4節 要員及びサービス

第9条(確認検査員の選任)

第10条(確認検査員の解任)

第11条(確認検査員等の配置)

第12条(確認検査員等の身分証明証の携帯)

第3章 確認検査の業務の実施体制

第1節 一般

第13条(確認検査業務を行う時間及び休日)

第14条(事務所の所在地)

第14条の2(確認検査の業務の区域)

第15条(業務の範囲)

第16条(確認検査業務の処理期間)

第2節 確認

第17条(確認の申請、受付、引受及び契約)

第18条(業務約款に盛り込むべき事項)

第19条(確認の実施)

第20条(消防長等への同意及び通知の方法)

第21条(保健所長への通知の方法)

第22条(確認済証の交付等)

第23条(確認の申請の取り下げ及び工事の取りやめ届の実施の方法)

- 第23条の2(建築主等の変更及び工事施工者、工事監理者の選定届の実施の方法)
- 第24条(確認を受けた計画の変更の申請)
- 第25条(確認の記録)

第3節 中間検査

- 第26条(中間検査申請の引受及び契約)
- 第27条(業務約款に盛り込むべき事項)
- 第28条(中間検査の実施)
- 第29条(中間検査の申請の取り下げ)
- 第30条(中間検査の結果)
- 第31条(中間検査の記録)

第4節 完了検査

- 第32条(完了検査申請の引受及び契約)
- 第33条(業務約款に盛り込むべき事項)
- 第34条(完了検査の実施)
- 第35条(完了間検査の申請の取り下げ)
- 第36条(完了検査の結果)
- 第37条(完了間検査の記録)

第4章 確認検査手数料等

- 第38条(確認検査手数料の設定)
- 第39条(確認検査手数料の収納)
- 第40条(確認検査手数料の返還)

第5章 確認検査業務の監視、改善方法

- 第41条(苦情等の事務処理方法)
- 第42条(内部監査)
- 第43条(不適格案件等の管理)
- 第44条(再発防止)

第6章 その他確認検査業務の実施に関し必要な事項

- 第45条(書類の備置及び閲覧)
- 第45条の2(書類の閲覧の請求)
- 第46条(事前相談)
- 第46条の2(地方公共団体に対する配慮)
- 第47条(電子情報処理組織に係る情報の保護)
- 第48条(図書が円滑に引渡しされるための措置)

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この確認検査業務規程（以下「規程」という。）は、アール・イー・ジャパン株式会社（以下REJという。）が、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査及び完了検査に関する業務（以下「確認検査業務」という。）の実施について、法77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 補助員 確認検査の補助的な業務を行うREJの職員をいう。
- 二 確認検査員等 確認検査員及び補助員をいう。
- 三 役員 建築基準法施行令第136条の2の14第2号に規定する役員をいう。
- 四 親族 配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族をいう。
- 五 関係企業等 次のいずれかに該当する企業、団体等をいう。
 - イ その者又はその親族が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
 - ロ その者が所属する企業、団体等（過去二年間に所属していた企業、団体等を含む。）
 - ハ その者の親族が役員である企業、団体等（過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。）
- 六 制限業種 次に掲げる業種（建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。
 - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）
 - ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
 - ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
 - ニ 建築設備の製造、供給及び流通業

第2章 確認検査の業務の公正かつ、適確な実施を確保するための方針及び体制

第1節 方針・運営及び権限と責任

(確認検査業務実施の基本方針)

第3条 REJは、法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針（以下「指針」という。）、その他関係法令並びにこの規程の要件に従うとともに、公共の福祉の増進に資する確認検査業務の使命に鑑み、確認検査業務を公正かつ、適確に実施するものとする。

2 REJの代表者は、毎年度、確認検査業務が公正かつ、適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、これらを社内で共有する方法等について方針（以下「確認検査業務実施方針」という。）として定め、職員に周知する。

(確認検査業務管理体制の運営、責任と権限)

第4条 REJの代表者は、確認検査業務の指定区分及び業務区域並びに業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ、適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規則（以下「確認検査業務管理規則」という。）を定め、社員（非常勤職員を含む。）に周知し、実施させる。

2 確認検査業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。

- 一 確認検査業務管理体制の見直し
- 二 文書及び記録の管理
- 三 苦情等事務処理
- 四 内部監査
- 五 不適格案件管理
- 六 再発防止措置
- 七 秘密の保持

3 REJの代表者は、REJが行う確認検査業務の品質保証を担当する役員として、確認検査業務管理責任者を任命する。

4 確認検査業務の実施に係る最高責任者はREJの代表者とし、確認検査業務管理責任者が確認検査業務に係る管理の責任と権限をもつ。

(確認検査業務管理体制の見直し)

第5条 REJの代表者は、REJの確認検査業務管理体制が引き続き適切、妥当で、かつ、効果的であることを確実にするために、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務管理体制の見直しを行う。また、REJ及びREJの業務を取り巻く環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、確認検査業務体制の見直しを行う。

2 確認検査業務が公正かつ、適確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

(確認検査業務の組織体制)

第6条 REJの代表者は、確認検査業務が公正かつ、適確に行われることを確実にするため、

申請建物の規模や用途、確認検査業務に従事する職員の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。

- 2 確認検査業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正かつ、公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 3 確認検査業務管理責任者は、確認検査業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための業務体制を構築するものとする。
- 4 職員以外の者を補助員として確認検査業務に従事させない。
- 5 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査及び検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、単独で確認業務を行わない。

第2節 確認検査業務の手順

(確認検査業務の手順)

第7条 確認検査業務が、この規程に従って常に公正かつ、適確に行われることを確実にするため、REJの代表者は、確認検査の具体的な手順その他確認検査業務の実施に必要な全ての事項を含む 確認検査業務実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）を定め、これに従い確認検査員等に確認検査業務を実施させる。

- 2 マニュアルには、法適合の確認、検査の具体的な方法及びこれが行われたことがその全過程を通じて追跡、確認できる方法を定める。
- 3 REJの代表者は、マニュアルを最新の状態に維持し、確認検査員等がいつでも利用できるよう徹底する。

第3節 文書管理及び記録の管理

(文書管理及び記録管理)

第8条 確認検査業務が常に公正かつ、適確に行われることを確実にするため、帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる区分に応じて行うものとする。

- 一 法第77条の29に規定する帳簿 REJが建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第31条の引継ぎが完了するまで
 - 二 機関省令第29条に規定する図書を含む確認申請書類、中間検査申請関係書類、完了検査申請関係書類 法第6条の2第10項、法第7条の2第6項又は法第7条の4第6項（法第87条の2第1項又は法第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む）に規定する報告を行った日から15年間
- 2 第1項の記録、確認検査の申請図書その他の文書（以下「文書」という。）は、容易に識別、検索でき、必要に応じて参照できるよう適確に保管、管理を行うものとする。
 - 3 文書は、作成に先立ち、権限を与えられた者がその適切性を審査し、承認する。
 - 4 文書は、必要に応じ更新し、履歴を記録する。
 - 5 第1項に掲げる帳簿等の保存は、確実に、かつ、秘密の漏れることのないよう事務所内等に保管し、審査終了後は、施錠できるロッカー等に保管する方法で行う。

- 6 前項の保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができる方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ、電子計算機その他の機械を用いてただちに表示することができるようにして行うことができる。

第4節 要員及び服務

（確認検査員の選任）

第9条 REJの代表者は、確認検査業務を実施させるため、設計・工事監理業、建設業、不動産業並びに建設設備の製造、供給及び流通業を兼業しない常時雇用職員である確認検査員を2名以上を専任とする。

2 前項の確認検査員の数は、前年度の確認、中間検査及び完了検査の実績に応じ、機関省令第16条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

3 前2項の規定に関わらず、REJの代表者は、確認、中間検査及び完了検査の申請件数の増加が見込まれる場合にあつては、すみやかに、新たな確認検査員（非常勤の確認検査員を含む。）を雇用する等の適切な措置を講ずる。

（確認検査員の解任）

第10条 REJの代表者は、確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員を解任する。

- 一 法第77条の20第5号の規定に適合しなくなったとき。
- 二 法第77条の62の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の消除があつたとき。
- 三 前号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員としてふさわしくない行為があつたとき。
- 四 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

（確認検査員等の配置）

第11条 確認検査業務に従事する職員を、第9条の確認検査員を含めて6人以上配置する。

2 REJの代表者は、第9条第3項の規定に基づく処置を行った場合には、事務所がそれぞれその見込まれる業務量を適正に処理できるよう、確認検査業務に従事する職員の配置を見直す。

（確認検査等の身分証の携帯）

第12条 確認検査業務に従事する職員が、建築物等、建築物等の敷地若しくは建築工事場等に立ち入る場合においては、その身分を示す証明証を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、別記REJ第十七号様式とする。

第3章 確認検査の業務の実施方法等

第1節 一般

（確認検査業務を行う時間及び休日）

第13条 確認検査業務を行う時間は、休日を除き、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、緊急を要する場合若しくはそれに相当するとREJが判断した場合はこの限りでない。

2 第1項の休日は、次のとおりとする。ただし、緊急を要する場合若しくはそれに相当するとREJが判断した場合はこの限りでない。

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 四 8月14日から8月16日までの日
- 五 その他REJが定める日

（事務所の所在地）

第14条 本店の所在地は、大阪府守口市本町2丁目5番18号とする。

2 京都支店の所在地は、京都府京都市下京区東塩小路高倉町2番地1とする。

（確認検査の業務の区域）

第14条の2 確認検査の業務を行う区域は、確認検査の業務を行う区域は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域とする。

（業務の範囲）

第15条 確認検査の業務を行う範囲は、機関省令第15条第1号から第14号までに定める区分の全ての建築物等に係る確認検査とする。

2 前項の規定に関わらず、REJは、次に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、その確認検査業務を行わない。

- 一 REJの代表者又は確認検査業務管理責任者
- 二 第一号に掲げる者の親族
- 三 第一号に掲げる者の関係企業等

（確認検査業務の処理期間）

第16条 REJは、申請建物の規模や用途に応じた標準的な確認検査業務の処理期間を定め、業務約款で提示する。

第2節 確 認

（確認の申請、受付、引受及び契約）

第17条 建築主は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下、「施行規則」という。）第3条の3各項の規定において読み替えて適用する第1条の3、第2条の2又は第3条の規定による申請書は、当該規則で定める図書及び書類のほか、次に掲げる書類を添えて確認の申請を行うものとする。

- 一 次の通知書の写し（該当する場合に限る。）
 - イ 施行規則第10条の4に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書 正副2通

- ロ 施行規則第 10 条の 4 の 2 に規定する認定関係規定並びに法第 86 条第 1 項又は第 2 項及び法第 86 条の 2 第 1 項の規定による特定行政庁の認定通知書 正副 2 通
- ハ 法第 86 条の 5 第 2 項の規定による特定行政庁の認定取消通知書 正副 2 通
- 二 法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長の許可書及び認定書の写し（該当する場合に限る。） 正副 2 通
- 三 地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行している場合は当該証明書等 一通
- 四 その他 R E J が確認を実施するにおいて必要と認めた図書その他の資料 一通
- 五 規則第四十号様式による建築工事届 計画変更の場合を除き一通
- 2 法第 93 条第 1 項又は第 4 項の規定により第 1 項に掲げる図書及び書類 一通
- 3 前項の申請は、予め R E J と協議した上で R E J が指定する方法で、電子情報処理組織（R E J の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と建築主の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）にて行うことができる。
- 4 R E J は、第 1 項の確認の申請があったときは、次の事項について審査してこれを受理するものとする。
 - 一 申請のあった建物等が R E J の指定区分に合致する建築物等であること。
 - 二 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ、建築士法の規定に違反していないこと。
 - 三 提出図書に不足がなく、かつ、記載事項に漏れがないこと。
 - 四 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。
 - 五 申請に係る計画が第 15 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。
- 5 前項の規定において、確認申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を建築主に返却する。
- 6 建築主等が収めるべき手数料の納付の方法は業務約款で定める。
- 7 R E J は、前 6 項の規定に関わらず、確認、中間検査又は完了検査の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合には、確認業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第 18 条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- 一 建築主は、R E J の請求があるときは、R E J の確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なく、かつ、正確に R E J に提供しなければならない旨の規定
- 二 建築主は、申請に係る計画に関し R E J がなした建築基準関係法令への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定
- 三 確認済証の交付の前に建築主等の都合により申請に係る計画に変更が生じた場合において申請を取り下げたうえ別件として改めて確認の申請をしなければならない旨の規定
- 四 確認が法第 6 条の 2 第 3 項に規定する構造適合性判定を要する建築物等に係るものである場合であって、法第 6 条の 2 第 6 項に規定する通知書の交付を受けたときは、R E J は当該通知書に記載された期間の限りにおいて、確認の期限を延長することができる旨の規定

- 五 REJは、REJの責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、建築主に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる旨の規定
- 六 確認検査手数料(構造計算適合性判定機関に対する手数料を含む。)及び収納方法に関する規定
- 七 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の規定に基づき個人の情報が他所に流出することのない旨の規定
- 八 法第12条第5項により特定行政庁、建築主事又は建築監視員から、確認検査の業務の適格な実施に必要な情報の提供を求められた場合は、それに応じる旨の規定

(確認の実施)

第19条 REJは、第17条による確認申請を受理したときは、申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員等を実施させる。

2 確認検査員等は、次に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、確認の業務を行わない。

- 一 当該確認検査員等
- 二 当該確認検査員等の親族
- 三 当該確認検査員等の関係企業等

3 確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、確認申請関係図書をもって、前項の審査を行う。この場合、必要に応じ、期限を定め建築主等に説明等を求めることとする。

4 前項の期限は、確認を受理した日の翌日から起算して75日(第13条第2項の日を除く。)とする。

5 前項の期限は法第6条の2第6項に規定する期間及び業務約款に基づく業務期日に規定する期間(ただし書の規定は除く。)には含まないものとする。

(消防長等への同意及び通知の方法)

第20条 法第93条第1項本文の規定に基づき、前条による確認をする場合において、確認に係る建築物等の工事施工地又は所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。)又は消防署長(以下、この条において「消防長等」という。)に、別記REJ第十四号様式により建築主から提出された書類及び図書を添えて行う。

2 前条による確認の計画が、法第93条第1項ただし書に該当する場合は、法第93条第4項の規定に基づき遅滞なく、これを消防長等に、別記REJ第十五号様式により通知する。

3 同意を求める書類又は通知を行う書類の収受に関する方法は、REJと消防長等との間で取り交わす覚書等で定めるものとする。

(保健所長への通知の方法)

第21条 第19条による確認の申請を受けた建築物等の計画が、法第93条第5項の規定に該当する場合は、遅滞なくこれを当該申請に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に、別記REJ第十六号様式により通知する。

(確認済証の交付等)

第 22 条 R E J は、第 19 条の審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときにあつては施行規則別記第十五号様式による確認済証を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときにあつては施行規則別記第十五号の二様式による通知書を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときにあつては施行規則別記第十五号の三様式による通知書を、建築主に対してそれぞれ交付する。

- 2 第 1 項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、確認申請関係図書のうち確認に要したものの 1 部を添えて行う。
- 3 前項の図書の交付は、予め R E J と協議した上で R E J が指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスク等にて行うことができる。

(確認の申請の取り下げ及び工事の取りやめ届の実施の方法)

第 23 条 対象建築物等の計画を変更する場合その他建築主等の都合により、確認済証の交付前に確認の申請を取り下げの場合は、別記 R E J 第九号様式にその旨及び理由を記載して R E J に提出する。その場合において、申請の取り下げがなされた場合は、業務約款による契約解除があつたものとする。

- 2 R E J は、前項の申請があつたときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を建築主に返却する。
- 3 確認済証の交付を受けた建築物等の工事の全部又は一部を取りやめる場合は、別記 R E J 第十号様式に当該建築物等の確認済証及びその副本(工事の一部を取りやめる場合は、その部分を明示した図書及び書類を添えたものを含む。)を添えて R E J に提出し行う。

(建築主等の変更及び工事施工者、工事監理者の選定届の実施の方法)

第 23 条の 2 確認済証を受けた建築物等で、その工事完了前までに建築主等の変更をする場合は、別記 R E J 第十一号様式にその旨及び理由を記載して確認済証と副本を添えて R E J に提出し行う。

- 2 確認済証を受けた建築物等でその工事途中において代理者、工事監理者又は工事施工者の変更をする場合は、別記 R E J 第十一号様式にその旨及び理由を記載して確認済証と副本を添えて R E J に提出し行う。
- 3 確認済証を受けた建築物等で、工事監理者及び工事施工者が定まっていなかった場合で定まった場合は着工までの日に、別記 R E J 第十二号様式にその旨を記載して R E J に提出し行う。

(確認を受けた計画の変更の申請)

第 24 条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更(第 3 項に係るものを除く。)され、R E J に当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、第 17 条から前条までの規定を準用するほか、直前の確認申請が R E J で行われたものを除き、次に定める図書

- 一 当該建築物等の計画に係る確認に要した図書及び書類並びに確認済証の写し 一通
- 二 前号の原本(内容確認後、返却)

- 2 規則第 3 条の 2 に該当する軽微な変更の実施方法は、次の各号に掲げる図書を添え R E J に

提出し行う。

- 一 確認事項変更届（別記 R E J 第十三号様式） 正本及び副本各一通
 - 二 その内容を記載した説明書 正本及び副本各一通
 - 三 添付図書のうち当該届出に要する図書 正本及び副本各一通
 - 四 その他 R E J が当該変更内容について建築基準関係規定に適合するかどうかの確認をする
において必要と認めた図書 正本及び副本各一通
 - 五 法第 93 条 1 項又は 4 項の規定により R E J が必要と認めた図書 一通
- 3 前項第一号の書式については、中間検査申請書及び完了検査申請書の第三面の軽微な変更欄の記載に代えることができる。

（確認の記録）

第 25 条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。

第 3 節 中間検査

（中間検査申請の引受及び契約）

第 26 条 建築主は、施行規則第 4 条の 11 の 2 の規定において読み替えて適用する施行規則第 4 条の 8 の規定による中間検査申請書は、当該規則で定める書類のほか次に掲げる図書及び書類を添えて中間検査の申請を行うものとする。

- 一 建築確認及び直前の中間検査を R E J で行われたものを除き、申請に係る工事中の建築物等の計画に係る確認（確認を受けた建築物等の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。第 32 条において同じ。）に要した図書
 - 二 直前の中間検査を R E J で行われたものを除き、当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
 - 三 前 2 号の原本(内容確認後、返却)
 - 四 その他 R E J が検査を実施するにおいて必要と認めた図書その他の資料
- 2 R E J は、第 1 項の申請があつたときは、次の事項について審査してこれを受理するものとする。
- 一 申請のあった工事中の建築物等が R E J の指定区分に合致する建築物等であり、かつ、法第 7 条の 3 による中間検査対象建築物であること。
 - 二 検査の実施する日が当該工事を終えた日から 4 日が経過する日までのものであること。
 - 三 工事監理者が当該工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ、建築士法の規定に違反していないこと。
 - 四 提出図書に不足がなく、かつ、記載事項に漏れがないこと。
 - 五 当該工事中の建築物等が第 15 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。
- 3 R E J は、前項の規定において、中間検査申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建築主等に返却する。

- 4 第2項により申請を引き受けた場合には、REJは、建築主に中間検査引受証（施行規則別記第二十九号様式）を交付する。この場合、建築主とREJは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 5 建築主等が収めるべき手数料の納付の方法は業務約款で定める。
- 6 REJは、前5項の規定に関わらず、確認、中間検査又は完了検査の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第27条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- 一 建築主は、REJが中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- 二 建築主は、REJの請求があるときは、REJの中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なく、かつ、正確にREJに提供しなければならない旨の規定
- 三 確認検査手数料及び収納方法に関する規定
- 四 REJはREJの責めに帰すことができない事由により、業務期日までに中間検査合格証を交付できない場合には、建築主等に対してその理由を明示のうえ、業務期日の延長を請求することができる旨の規定
- 五 個人情報保護法の規定に基づき個人の情報が他所に流出することのない旨の規定
- 六 法第12条第5項により特定行政庁、建築主事又は建築監視員から、確認検査の業務の適格な実施に必要な情報の提供を求められた場合は、それに応じる旨の規定

（中間検査の実施）

- 第28条 REJは、中間検査を受理したときは、建築主等と協議して決定した日に申請に係る工事中の建築物等が、建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員等に実地に検査をさせる。
- 2 確認検査員等は、第19条第2項各号に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、中間検査の業務を行わない。
 - 3 確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、前項の検査を行う。この場合、必要に応じ、期限を定め建築主等に説明等を求める。
 - 4 前項の説明を求める期限は、検査を行った日の翌日から起算して30日（第13条第2項の日を除く。）とする。
 - 5 前項の期限は業務約款に基づく業務期日に規定する期間（ただし書の規定は除く。）には含まないものとする。

（中間検査の申請の取り下げ）

第29条 建築主は、建築主の都合により、中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨

の通知書の交付前に中間検査の申請を取り下げの場合は、別記REJ第九号様式にその旨及び理由を記載してREJに提出する。その場合において、申請の取り下げがなされた場合は、業務約款による契約解除があったものとする。

- 2 REJは、前項の申請があったときは、検査を中止し、提出された中間検査申請関係図書を建築主に返却する。

(中間検査の結果)

第30条 REJは、建築主に対し、前条の検査の結果、特定工程に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めたときあつては施行規則別記第三十一号様式による中間検査合格証を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときあつては施行規則別記第三十号の二様式による中間検査合格証を交付できない旨の通知書をそれぞれ交付する。

- 2 第1項に規定する中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付は、第26条第1項に規定する書類のうち提出があったもの1部を添えて行う。
- 3 前項の図書の交付は、予めREJと協議した上でREJが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスク等にて行うことができる。

(中間検査の記録)

第31条 確認検査員等は、当該工事中の建築物等の中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

第4節 完了検査

(完了検査申請の引受及び契約)

第32条 規則第4条の4の2の規定において読み替えて適用する規則第4条に規定する完了検査の申請書は、当該規則で定める書類のほか次に掲げる図書及び書類を添え完了検査の申請を行うものとする。

- 一 建築確認及び中間検査をREJで行われたものを除き、申請に係る建築物等の計画に係る確認に要した図書
- 二 建築確認及び中間検査をREJで行われたものを除き、当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
- 三 前2号の原本(内容確認後、返却)
- 四 その他REJが検査を実施するにおいて必要と認めた図書その他の資料

- 2 REJは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを受理するものとする。

- 一 当該建築物等がREJの指定区分に合致する建築物等であること。
- 二 検査の実施する日が、当該工事を終えた日から4日が経過する日までのものであること。
- 三 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、かつ、建築士法の規定に違反していないこと。

- 四 提出図書に不足がなく、かつ、記載事項に漏れがないこと。
- 五 当該建築物等が第 15 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。
- 3 REJ は、前項の規定において、完了検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を建築主に返却する。
- 4 第 2 項により申請を引き受けた場合には、REJ は、建築主に完了検査引受証（施行規則別記第二十二号様式）を交付する。この場合、建築主と REJ は別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 5 建築主等が収めるべき手数料の納付の方法は業務約款で定める。
- 6 REJ は、前 5 項の規定に関わらず、確認、中間検査又は完了検査の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な場合には、完了検査を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第 33 条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- 一 建築主は、REJ が完了検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- 二 建築主は、REJ の請求があるときは、REJ の完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なく、かつ、正確に REJ に提供しなければならない旨の規定
- 三 確認検査手数料及び収納方法に関する規定
- 四 REJ は REJ の責めに帰すことができない事由により、業務期日までに検査済証を交付できない場合には、建築主等に対してその理由を明示のうえ、業務期日の延長を請求することができる旨の規定
- 五 個人情報保護法の規定に基づき個人の情報が他所に流出することのない旨の規定
- 六 法第 12 条第 5 項により特定行政庁、建築主事又は建築監視員から、確認検査の業務の適格な実施に必要な情報の提供を求められた場合は、それに応じる旨の規定

（完了検査の実施）

第 34 条 REJ は、完了検査を受理したときは、建築主等と協議して決定した日に申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を指針の基準に従い確認検査員等に実地に検査をさせる。

- 2 確認検査員等は、第 19 条第 2 項各号に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、完了検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、前項の検査を行う。この場合、必要に応じ、期限を定め建築主等に説明等を求める。
- 4 前項の説明を求める期限は、検査を行った日の翌日から起算して 30 日（第 13 条第 2 項の日を除く。）とする。

- 5 前項の期限は業務約款に基づく業務期日に規定する期間(ただし書の規定は除く。)には含まないものとする。

(完了検査の申請の取り下げ)

第 35 条 建築主は、建築主の都合により、検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付前に完了検査の申請を取り下げる場合は、別記 R E J 第九号様式にその旨及び理由を記載して R E J に提出する。その場合において、申請の取り下げがなされた場合は、業務約款による契約解除があったものとする。

- 2 R E J は、前項の申請があったときは、検査を中止し、提出された完了検査申請関係図書を建築主に返却する。

(完了検査の結果)

第 36 条 R E J は、建築主に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めたときにあつては施行規則別記第二十四号様式による検査済証を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあつては施行規則別記第二十三号の二様式による検査済証を交付できない旨の通知書をそれぞれ交付する。

- 2 第 1 項に規定する検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付は、第 32 条第 1 項に規定する書類のうち提出があったもの 1 部を添えて行う。

- 3 前項の図書の交付は、予め R E J と協議した上で R E J が指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスク等にて行うことができる。

(完了検査の記録)

第 37 条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

第 4 章 確認検査手数料等

(確認検査手数料の設定)

第 38 条 R E J は確認検査業務の実施にかかる手数料(構造計算適合性判定機関に対する手数料を含む。)を確認検査手数料規程に定める。

(確認検査手数料の収納)

第 39 条 建築主は、確認検査手数料を銀行振込みにより納入するものとする。ただし、緊急を要する場合には別の収納方法によることができる。

- 2 前項の払込に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 R E J と建築主は、協議により、一括の納入等別の方法を取ることができるものとする。
- 4 その他手数料の減額及び増額に係る事項は確認検査手数料規程で定める。

(確認検査手数料の返還)

第 40 条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、REJ の責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかつた場合には、建築主に返還する。

第 5 章 確認検査業務の監視、改善方法

(秘密保持義務)

第 40 条の 2 REJ の役員、確認検査員及び補助員、並びにこれらの者であった者は、確認検査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 個人情報保護法の目的を遵守し、個人情報取扱事業者としての義務を適切に遂行する。

3 個人情報保護法に基づき、個人の情報を利用目的の達成範囲を超えて取り扱う場合は、本人の同意を得るものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は除く。

- 一 本人が長期にわたり不在で、同意を得ることが困難なとき。
- 二 同意を得ることで、本人の生命その他財産の保護がはかれない場合。
- 三 同意を得ることで、法の執行を妨げる恐れのある場合。

(苦情等の事務処理)

第 41 条 REJ は、確認検査業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。

2 REJ は、法第 94 条第 1 項に規定する審査請求が行われた場合において、これに適切に対処する。

3 前 2 項の苦情、審査請求及びこれらに対して REJ がとった処置は、遅滞なく記録するものとする。

(内部監査)

第 42 条 REJ は、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年 1 回、第三者である監視人及び REJ の役員による内部監査を実施する。

2 内部監査においては次に掲げる事項を審査する。

- 一 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況
- 二 この規程への適合状況
- 三 第 3 条第 1 項に規定する確認検査業務実施の基本方針への適合状況
- 四 確認検査業務管理体制の状況
- 五 この規程の内容の見直しの必要性

3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するための処置を講ずる。監査員はとられた処置の検証及び検証結果について確認検査業務管理責任者に報告するものとする。

(不適格案件等の管理)

第 43 条 REJ は、不適格案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について、誤って確認済証、中間検査合格証又は検査済証を交付したものをいい、法第 6 条の 2 第 11 項に規定する通知（以下「不適合通知」という。）を受けた案件を含む。以下同じ。）が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。

2 REJ は、確認済証、中間検査合格証又は検査済証を交付したあとに不適格案件であることが確認されたときは、速やかに建築主及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の支持のもと適切な措置をとる。

3 REJ は、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して、記録する。

（再発防止措置）

第 44 条 REJ は、不適格案件の発生その他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適格案件の再発防止等のため、不適格案件発生の原因を除去するための処置（以下「再発防止措置」という。）をとる。再発防止措置は発見された不適格案件の影響に見合ったものとする。

2 REJ は、再発防止措置に関する以下の事項を定める。

- 一 不適格案件の内容確認
- 二 不適格案件の原因の特定
- 三 不適格案件が再発しないことを確実にするための処置の必要性の評価
- 四 必要な措置の決定及び実施
- 五 実施した処置の結果の記録
- 六 是正処置において実施した活動の評価

第 6 章 その他確認検査業務の実施に関し必要な事項

（書類の備置及び閲覧）

第 45 条 REJ は、法第 77 条の 29 の 2 第一号並びに機関省令第 29 条の 2 第 1 項第二号の規定に基づき、確認検査を行う事務所に毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

2 REJ は、第 77 条の 29 の 2 に定める書類（前項に規定する書類を除く。）を確認検査を行う事務所に備えて置くものとする。

（書類の閲覧の請求）

第 45 条の 2 利害関係人は、REJ の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、次の各号に掲げる書面を請求するには、1 枚につき一千円を REJ に支払うものとする。

- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄本又は抄本の請求

二 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(事前相談)

第 46 条 REJ に確認、中間検査又は完了検査を申請しようとする建築主は、申請に先立ち、REJ に事前に相談をすることができる。

(地方公共団体に対する配慮)

第 46 条の 2 REJ は、法第 77 条の 33 に定めるのと同様に、地方公共団体に対して、確認検査の業務の適格な実施に必要な情報提供、その他必要な配慮をするものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 47 条 REJ は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合は、情報の保護に係る措置について別に定める。

(図書が円滑に引渡しされるための措置)

第 48 条 REJ は、指定機関に関する省令第 31 条の規定に基づく書類の引き継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。

附則 (平成 17 年 5 月 30 日申請)

(施行時期)

第 1 条 この規程は、平成 17 年 7 月 1 日 より施行する。

附則 (平成 17 年 7 月 27 日申請)

(施行時期)

第 1 条 この規程は、平成 17 年 8 月 1 日 より施行する。

附則 (平成 18 年 4 月 6 日申請)

(施行時期)

第 1 条 この規程は、平成 18 年 4 月 17 日 より施行する。

附則 (平成 18 年 6 月 28 日申請)

(施行時期)

第 1 条 この規程は、平成 18 年 7 月 18 日 より施行する。

附則 (平成 19 年 5 月 11 日申請)

(施行時期)

第 1 条 この規程は、平成 19 年 5 月 24 日より施行する。

附則 (平成 19 年 6 月 15 日申請)

(施行時期)

第1条 この規程は、平成19年6月26日より施行する。

(大津支所の閉鎖に伴う経過措置)

第2条 この規程は、平成19年6月30日より施行する。

附則(平成21年1月5日申請)

(施行時期)

第1条 この規程は、平成21年1月15日より施行する。

附則(平成22年5月17日申請)

(施行時期)

第1条 この規程は、平成22年6月1日より施行する。

附則(平成23年6月1日申請)

(施行時期)

第1条 この規程は、平成23年7月1日より施行する。

附則(平成23年8月*日申請)

(施行時期)

第1条 この規程は、平成23年10月1日より施行する。

別記様式(様式略)

REJ第九号様式 確認検査取り下げ届(第23条第1項関係)

REJ第十号様式 工事取りやめ届(第23条第3項関係)

REJ第十一号様式 建築主等変更届(第23条の2第1項及び第2項関係)

REJ第十二号様式 選定届(第23条の2第3項関係)

REJ第十三号様式 確認事項変更届(第24条第2項関係)

REJ第十四号様式 消防長等の同意依頼書(第20条第1項関係)

REJ第十五号様式 確認審査を引受けた旨の通知(第20条第2項関係)

REJ第十六号様式 確認審査を引受けた旨の通知(第21条関係)

REJ第十七号様式 身分証明証(第12条第2項関係)

